

緑の国家論におけるシティズンシップ

Ecological Citizenship in the Green State

山口裕司

エッカーズレイの「緑の国家」論におけるシティズンシップに関する考え方を紹介する。彼女は「エコロジカル・シティズンシップ」概念を提示しその可能性を検討している。同様にドブソンも環境問題を改善する理論的概念として同概念を使用し問題提起している。本稿は、このエコロジカル・シティズンシップ概念にスポットを当て、同概念の有意性を探る。

キーワード：緑の国家、シティズンシップ、エッカーズレイ、ドブソン

目次

- I はじめに
- II 市民権とは
- III 第三の市民社会論
- IV エコロジカル・シティズンシップ
- V エコロジカル・シティズンシップとトランスナショナルな国家
- VI おわりに

I はじめに

地球環境問題、特に地球温暖化問題への諸国家の取り組みのバラつきを見ていると、その背景を探りたくなる。背景には様々な要因があるだろう。

たとえば、従来の国際政治の枠組みにおける限界が垣間見える。地球環境問題を防ぐのに、従来の国際政治の在り方では二つの限界があるといえる。

①個別の国家ごとの対応では限界がある。ある国で生じた原因によって別の国の環境が破壊される現象が生まれ、環境破壊は、公海、南極、成層圏など、どの国の主権も及ばない空間にまで広がっている。このような問題の解決には個別の国家が単独で取り組んでも限界があり、国境を越えた調整や協力が必要である。

②南北間の格差があるかぎり適切な対応は困難である。まず、地球環境の破壊によって深刻な

被害をこうむっているのは主に「南」であるのに、このことが看過されがちである。森林破壊の場合、破壊が進むと大気中の二酸化炭素の濃度が上昇し地球温暖化が進行するというように、先進国に将来脅威が及ぶ面が強調される。他方、東南アジアやアマゾンの熱帯林に住む先住民が、熱帯林の消失によって生活手段を奪われ、民族の存亡の危機にあることには注目が集まらない。将来はこのような「南」の貧しい民衆の生命や生活の危機の問題を、何よりも優先すべき緊急の課題として位置づける必要がある。

次に、途上国の過重負担の問題である。産業革命以来、先進諸国は環境を汚染し、資源を浪費しながら工業化を達成した。いわば「安上がり」の発展を行った。今後世界人口の3分の2以上を占める途上国が同じような工業化を推進したら、地球全体の環境破壊は測り知れない。したがって途上国は、今後、汚染をもたらさず、資源を浪費しない発展を求められる。しかしこれは「高くつく」こととなる。先進国は、工業化を達成して豊かになってから、公害防止装置を取り付けたり、省エネ技術の開発に取り組んだりできた。ところが途上国は、貧しい段階からこのような負担を課せられるのである。このような矛盾を解消するには、「北」から「南」への資金援助や技術援助が必要である(1)。

このように従来の国家の枠を前提とすると、国境を越えた問題になかなか対応できない。そこで本稿では、トランスナショナルな環境問題への対応策として、シティズンシップ（市民権）の概念を再検討し、この概念で同問題への取り組みを再構築できないか探りたい。

II 市民権とは

市民権（citizenship）は次のように定義できる。

市民権は、憲法によって保障された国民の諸権利を意味する。17、18世紀の西洋諸国において、近代市民革命を媒介にして人間の自然権ないし人権の保障が憲法などにおいて宣揚された。市民権とは、それらの人間の基本的権利を、実定法上具体的に保障したもの、国民の個別的諸権利の総称といえる。

マーシャルの歴史的分析によれば、市民権は、西洋諸国において17、18世紀以来、市民的要素、政治的要素、社会的要素の三要素によって実現した。これは自由権、参政権、社会権という形で歴史的に発展してきたことを意味する。当初は信教の自由、良心の自由、思想の自由、言論・出版の自由、私的所有の自由、経済的活動の自由という形で、自由権の拡大がみられた。さらに、とりわけ20世紀になって、多くの民主主義諸国では普通選挙権という仕方で国民が統治に間接的に参与する参政権が確立された。最後に社会権は社会主義の影響もあり、勤労者の労働条件や生活条件の改善を追求する運動を通じて要請され、20世紀に入って立憲主義の枠組みのなかで保障されるようになった。社会権のなかには、国民への経済的財の公正な配分、国民の最低限の社会保障、福祉厚生保障なども含まれる。自由権、参政権、社会権から成立する市民権の保障は、20世紀にな

って次第に市民権の普遍主義的保障が大幅に実現されていった。

今日、日本でもグローバル化のもとに、国籍に依拠した市民権ではなく、国籍と分離された市民権のあり方として、在住外国人にも「段階的市民権」を認めるべきであるとの提唱がある。これは従来の形式的市民権への補完として、実質的市民権の保障を要求するグローバルな動きを反映している。

さらに近年は、市民権はシティズンシップという意味で、市民の政治意識や政治参加といった含意で使用されるようになった。これは、市民参加、市民の徳性などの主題への関心を反映している。最近の市民的共和主義の議論は、市民の徳性、遵法精神、政治参加の意義を強調している。民主主義の議論では、参政権の具体化として市民の政治制度の創設権といった問題が提起されている(2)。

こうした近年の用語法からシティズンシップ概念の将来的役割が展望できるかもしれない。すなわち地球環境問題を解決する理論的支柱としてのシティズンシップ論である。このような文脈で登場するのが「第三の市民社会論」である。

III 第三の市民社会論

市民社会には4つの代表的観念がある。政治社会としての市民社会、市場秩序としての市民社会、マルクス主義における市民社会、市民的団体の集合体としての市民社会、である。なお市民社会をめぐる現代的状況に関する論点はいくつかあるが、そのひとつが「国民国家の枠を超えた市民社会をどう構築していくか」である(3)。

ハーバーマスの描いた、政治権力の批判者としての市民社会の衰退の歴史を、歴史自身が覆したのが、東欧における民主化運動だった。その過程で、国家とも資本主義経済市場とも異なる独特の領域として市民社会という定式化が登場することになった。これが第三の市民社会の類型であり、現在市民社会論を検討する際に参照される(4)。

この代表的論者であるコーエンとアレイトは市民社会を「経済と国家との間の社会的相互作用領域」と定義した。二人の研究は、東欧革命やラテンアメリカの民主化運動といった現実の政治状況を考慮して、彼ら以前の市民社会論を現代において意味あるものとなるように再検討したものである。社会主義諸国が国家の権威主義的な管理に苦しんだ一方で、民主化を達成した自由主義諸国においては資本主義が社会に失業や不平等などの問題をもたらしているというのが、彼らの認識であった。したがって、新しい市民社会論は国家への対抗可能性だけでなく、経済的自由主義への対抗の可能性も備えていなければならない。そうした市民社会において生じる「相互作用」としては、公民権運動、フェミニズム、環境保護運動、生活協同組合などの多様な社会運動が想定されている。そこで提出された新しい市民社会の概念は、コミュニケーション的理性によって市民たちの連帯が成立するという点において、ハーバーマスのコミュニケーション理論に影響を受け

たものである(5)。

IV エコロジカル・シティズンシップ

第三の市民社会論と関係の深いテーマとしてシティズンシップの問題がある。環境問題とシティズンシップの関係を早くから検討した人物としてドブソンがいる(6)。彼は自著『シティズンシップと環境』で次のように、エコロジカル・シティズンシップを特徴づける。

エコロジカル・シティズンシップとは、ポストコスモポリタン・シティズンシップの一例であり、その特別な解釈である。それは権利よりも責任を強調し、また義務を契約的というより非互恵的なものとみなすなど、ポストコスモポリタン・シティズンシップのあらゆる基本的特徴を備えており、シティズンシップ義務に関して自由主義的ならびに市民共和主義的理解とは対照的である。それはまたシティズンシップの中心にあるものとして徳に焦点を当てている。これらの徳は公的領域と同時に私的領域からも引き出される必要があるという意味で、自由主義ならびに市民共和主義のシティズンシップと著しく異なっている。同様に、一般に私的領域と結びついた関係がエコロジカル・シティズンシップのそれと内容的に類似していること、また私的領域がエコロジカル・シティズンシップ義務そのものを生み出す空間(エコロジカル・フットプリント)を創出しているという理由で、エコロジカル・シティズンシップは私的領域をシティズンシップ活動の正当な舞台とみなしている(7)。

ドブソンはエコロジカル・シティズンシップを権利の側面から取り上げていない。しかしそれはエコロジカル・シティズンシップが権利を問題にしなくてもよいということではない。ドブソン自身、「過剰なフットプリントの規模を削減する義務は、十分なエコスペースに対する相関的権利から生まれる」と述べているように、市民の義務を強調する一方、すべての市民が平等な環境空間を持つ権利の重要性も同時に訴えている。

ここで注意すべきことは、こうした権利と義務は、一人の市民が持つ互恵的な権利と義務ではない。豊かな国や地域に生きる者が過剰なエコロジカル・フットプリントを削減し、貧しい国や地域に生きる者が不足したそれを受取る権利を有するというように、依然として権利と義務は非対称的狀態である。ドブソンの意図は、非対称的な権利を是正するには、何よりもまず豊かな国の過剰なエコロジカル・フットプリントを削減する義務こそまず明らかにしなければならぬということにあった。

ドブソンのこうした主張がわからなければ、気候変動枠組み条約や京都議定書に盛り込まれた「共通だが差異のある責任」という非対称的な義務も理解できず、途上国が温室効果ガスの削減義務を課せられていないことを理由に京都議定書から脱退した国に対しても、きちんとした批判ができなくなる。すべての人間が温室効果ガスを排出しているという意味で地球温暖化を招いている責任はすべての人間にある。その限りで途上国もその責任を免れるわけにはいかない。しかし

この主張では、すべての人間が温室効果ガスの排出削減を行わなければならないという道徳的義務しか出てこない。ドブソンは、こうした道徳義務が問題なのではなく、フットプリントを過剰に占有している者とわずかしか占有できていない者が同時に存在し、前者が「いつも、すでに」後者に影響を与えているという構造問題を解消する正義の問題こそ取り上げなければならないと主張する。

このようなドブソンの主張に対して従来のシティズンシップ研究者は、誰がその義務と権利を規定するのかという問いをあらためて投げかける。ドブソンの議論では、政体や政治概念が拡張されすぎているために、権利も義務も明確に規定されないという結果を招来してしまうのではないか。根拠規定が明らかにされなければ、市民が果たすべき義務も、市民の道徳に委ねられてしまうという意味で、ドブソンが批判した道徳的義務にしかすぎなくなってしまうのではないかというのである。しかしこうした疑問は、ドブソンのエコロジカル・シティズンシップを議論する枠組みが有効ではないということを決して意味しない。地球環境問題を解決するには国際協力しかない。国際的な協力を模索する中でたどり着いた合意を遵守する義務や責任が、政体によって授けられるメンバーシップを代替する役割を担うことになる。この合意に正義の理念が盛り込まれているかどうかは、「緑の政治思想」の力量にかかっている(8)。

V エコロジカル・シティズンシップとトランスナショナルな国家

ドブソンと同様、環境問題とシティズンシップに関して、独自の見解を有する研究者にエッカーズレイがいる。彼女の見解は以下の通りである(9)。

帰属の原則と被影響の原則が緊張関係にあり両者とも限界に苦しんでいることは明らかだ。とはいえ両者を相互に排他的な民主的選択肢として扱わなければならないことはない。むしろ帰属や所属のコミュニタリアン原則を被影響のコスモポリタン原則でもって基礎づけたり拡大したりするのはまったく可能である。広範なトランスナショナル共同体が相互に認めた共通の法制度によってその民主的意思を整理し実現することが可能な場合にはそうである。さらに歴史的軌跡、すなわち所属から被影響への移行(被影響に限界が生じるとまた所属へ)を踏まえて批判的にかつ内省的に検討することは、シティズンシップが歴史的に進化してきた道筋と合致するばかりか、批判的政治的エコロジーの観点からも弁護できる。その観点のねらいは、道徳的共同体の時空的境界を拡大すること、特定の場所で局地的に責任をもって活動する特定の人にもっと焦点を当てること、である。

このインサイド・アウト・インサイドのアプローチはまた、越境的政治問題に取り組むヘルドのグローバルなアウトサイド・インのアプローチに関連する二つの大きな危険性を回避する。

第1の危険性は、既述の通り、被影響の原則が決定案や政策案の結果に直面する人々にだけ参加を「限定する」根拠として支持されうることである。加えて、共通の(特定のとは違う)関心問題

に参加したい他者との討議の批判的フィルターなしに、特権的な（たとえば政治的ないし行政的）討議を他者よりも多く影響を受けた人々に与える根拠としてもそれは可能である。この点でこの原則は政治的討議への包摂というよりも排除のための根拠として寄与する可能性を帯びている。すなわち立憲国家が保障していると思われる民主的権利は特に「影響を受けた当事者」にのみ有効であると主張するのは退行的であろう。なぜなら、これは包括的で持続的な成果としてのシティズンシップの概念を土台から切り崩すからである。しかし、全被影響者の原則は何がガバナンスの「第一の」単位であるべきかを決定する根拠ではないが、それは排他的な領土権や市民権の欠陥を補う資格証明的ルールとして機能しうる。

ヘルドの見解に関する第2の危険性は、プロジェクトが帝国主義の非難に脆弱であることだ。その非難によれば、同見解がグローバル秩序で支配的な西欧諸国のヘゲモニーをいっそう強固にし非西欧諸国と政治共同体の自己決定の原則を土台から切り崩しそうであると。アンドリュー・リンクレイターが述べているように、コスモポリタニズムは近年、フェミニスト、反ファンデーションナリスト、コミュニタリアン、ポストコロニアルからの批判で大変な目にあっている。それらの批判のすべてが普遍化パースペクティブ（自由主義を含む）に固有の支配の可能性を示唆している。この見地からは、コスモポリタニズムは、伝統的な非西欧的で宗教的な共同体を合理的批判で崩壊させることによって、共同体生活の可能な形態の生き残りに脅威を与える。

しかしリンクレイターは次のように指摘する。「コスモポリタニズムからの知的退却や啓蒙運動の広範なプロジェクトが、他者へのあらゆる責任形態を否定するエスニックな自国第一主義ないし愛国的忠誠の賞賛に帰着することはめったになかった」。この意味で他者への敬意というカント的原則との一定の共鳴はコスモポリタニズムに反対する人々の著作に依然として存在する。たとえば、相違への敬意の原則に内在するのは、あるいはウォルツァーの場合なら部族の自己決定の権利に内在するのは、普遍性へのアピールである（ミニマリスト的道德ではある）。リンクレイターは、ハーバースからインスピレーションを得て次のように主張する。すなわち我々は異なる状況の他者と自由で敬意に満ちた対話を推進することで、道徳的絶対者とけた違いの道徳との間の受け入れがたい対立を回避できると。これは共同体の境界を広げる一方で相違を敬うことを可能にすると彼は言う。要するに彼は、ディスコース倫理がコミュニタリアニズムとコスモポリタニズム間の緊張に最も適切な解決策を提供すると見る。それゆえリンクレイターは「普遍と相違の新たな接合を可能にする広いディスコース共同体の発展」を目指す一種の「薄いコスモポリタニズム」を支持する。しかしリンクレイターはコスモポリタンな市民権とトランスナショナルな公共圏に関する誘惑的な理解を我々に提案する一方で、彼の対話的世界秩序における国家の役割は（市民と異なって）依然として影が薄く不明瞭である。

エコロジー問題に対するグローバルで包括的で潜在的に帝国主義的な解決策を期待するよりも、資格付与的ないし補足的ルールを領土的ガバナンスに提供するものを期待する方が、批判的政治エコロジーの方法とより歩調が合っている。

エッカーズレイが示唆するのは、断片的で実験的で合意的で領域関連的な方法で民主主義をトランスナショナル化するのには実際に実行可能ということだ。そうしたアプローチはアプリアリな問題というよりも特定のトランスナショナルな問題への対応で緊張関係にある諸原則の実践的交渉を可能にする。形式的な民主的時空の座標は依然として機能する必要がある。その目的は法規範の適切な立法化、越境的環境分野でのエコロジカル・シティズンシップの実質的享受、である。しかしこれらの座標はあらゆる領域（あるいは同一領域内のあらゆる問題）にとって必ずしも同一である必要はない。したがってそうしたプロジェクトは帰属の原則を被影響の原則に取り替えるというよりも、被影響の原則でもって帰属の原則を基礎づけ、適格にし、補完する。この点で同プロジェクトはヘルドのコスモポリタン民主主義よりもさらに控えめかつ実行可能でありよりいっそう実現しそうである。ヘルドが示唆しているように、前もって決められた原則に従って「境界裁判所」に対して特定の層への争点の割り当てを要求する恒久的なガバナンス層に代わって、民主主義を拡大する最も実行可能な手段は、現在の領土的ガバナンス構造を積極的に利用する重層的で補完的なルールを生み出す多国間協定である。そのようなアプローチは（これが機能する領域では）ヘルドの提案よりも効果的で回りくどくないかもしれない。そうした協定は、うまくいけば、特定の政府間のアドホックな協定を超越してもっと持続的な協力枠組みをもたらすかもしれない。

エッカーズレイが主張しているように、ポイントは国家を取り替えることではなく排他的な領土的ガバナンスの欠陥に取り組むもっと効果的で正当な方法を見出すことである。実はすでにこうした方向へ動いている多国間のイニシアティブがいくつか存在する。同イニシアティブはそうしたアプローチの現実的な実行可能性を証明しているだけでなくトランスナショナルな国家の出現を示している。

最も意味のある事例は「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定への市民参加、および裁判を受ける権利に関する条約（通称オーフス条約）」である。同条約は1998年6月に採択され2001年10月30日に発効した。この条約を評して当時のコフィ・アナン国連事務総長は「国連の後援で着手されたなかで環境的民主主義の分野の最も野心的な冒険」と述べた。国連欧州経済委員会（ECE）によって後援されて、オーフス条約はすでに40カ国が批准し、ECE以外の諸国が条約に加盟したい場合の条項も備えている。条約は加盟国の〈すべての〉市民が環境情報権、市民参加権、裁判を受ける権利を確立した。この意味で、同条約はエコロジカル・シティズンシップの越境的権利の創造に捧げられた最初の国際条約に相当する。条約はまた手続き的環境権だけでなく健康的環境への実体的人権に対しても最も明白な国際法的承認を与えたものとして特筆される。環境情報の条項は加盟国に次のことを要求する。すなわち自国だけでなく他の加盟国の市民に対してもインターネットで定期的な環境状況報告や環境政策や環境計画に関するより有効な情報を提供することである。同条約はまた環境政策形成（環境基準の決定や開発の意思決定を含む）への参加権を加盟国市民全員に付与する。重要なことに条約2の5は次のように規定している。参加権が

与えられるのは「環境的意思決定によって影響を受けるかまたは受けそうな市民、もしくは決定に利益を有する市民である。環境保護を推進するN G Oは利益を有すると見なされる」。したがってこれらの条項は環境問題によって「明らかに影響を受けるか利益を有する人々」だけでなく環境問題に関して共通の関心を有する環境N G Oにも参加権を拡大する。多くの環境N G Oはオース条約が特に法令順守の条項との関連でさほど効果がないと主張するが、条約はエコロジカル・シティズンシップをトランスナショナル化する方向への重要な一歩と見なさなければならない。正当な訴訟手続き権（情報へのアクセス権、裁判を受ける権利を含む）の概念、テクノロジーや環境影響評価への参加権の概念はまた、次の条約でも規定されている。すなわち「越境環境影響評価に関する国連欧州経済委員会条約」である（1991年採択、1997年9月10日発効）。

もちろんこの種のシティズンシップを与える多国間条約は越境的民主主義を助長する一手段にすぎない。他の可能性としては、共通の関心事に関する討議や相互理解を助長する討議フォーラムがある（危機に陥った越境的共同体の縮図として組織される）。そうしたフォーラムの代表者は、ジェームズ・フィッシュキンのモデルに倣って影響を受けた共同体の一般人から無作為に選出されたり、あるいは代表者は影響を受けた共同体の現職議員を数名ないし全員集めることで充当される（地方議会、州議会、国会に頼って充当）。さらにそうした討議フォーラムが行う決定は、地域の政府すべてに純粋に勧告的意見を述べることで、特定の争点に関連する権威的な意思決定を行うこと（単に国会での批准を求めるだけかもしれない）、など様々である。他の可能性としては、相互代表や越境的レファレンダムがある。

これらの事例すべてにおいて、越境的調整はエコロジー問題を共有する諸国の多国間枠組み協定によって承認されなければならない。結局、政治的な世論形成、ある場合には意思形成はトランスナショナルであるが、国会ないし地方議会およびそれらの行政機関は新しいトランスナショナル・メカニズムの最終的保証人かつ実行人であり続けるだろう。

にもかかわらず、「領土権を分割する」主要な手段は多国間主義であり、多国間主義は分割を継続させる最も可能性の高い手段であるという十分な理由がある。ヘルドは単一の政府ないし基本レベルの政府を放棄する困難さや、彼の枠組み内の異なるレベルに特定争点の管轄権を与えることに関する相対的に中立的で可動的方法を見出す困難さを、過小評価していたように思われる。結局は、連邦制度のように、管轄権論争になり（管轄権のための競争形態（縄張り争い）であれ責任転嫁であれ）、論争はたいてい実質的な争点の討論を犠牲にして各層のガバナンス間の関係の主要な部分を占めるようになるだろう。しかしいったん領土的国家ガバナンスが第一レベルとして承認されると、全被影響者の原則はさらに魅力的となり、既述の多種多様な創造的手続きを通じて制度化されるかもしれない。

もちろん国家が同一のまたは類似の目標を達成するために単独行動的手段を行使することも可能である。さらなる手段としては非市民のためのトリビューン（権利の保護者）があり、これによって当該地方代表者は外国の普通市民の利益を擁護することができ、「同市民の要求を表明しホス

ト国家の代表者の反訴に対応する」。もっと一般的には、批判的政治エコロジストは国家的独立と市民権の規範の養成を推進する。同規範はコスモポリタンのであり、外向きであり、問題を現在あるいは未来の「第三者」に委ねない。それは力強い緑の公共圏の養成を通じて最も実現しそうな過程である。これはまた、地方的ないしナショナルな環境への愛着が他の共同体と「その」環境との共感的連帯の基礎を形成するという洞察に基づく「環境的愛国心」の発達を許容する。結局は、主権、共同社会間のアイデンティティ、正当な政治的権威に関するウェストファリアのないしコスモポリタンの概念というよりも、ダニエル・デュドニーの「テラポリタン（地球中心）」のようなものであるかもしれない。そうした規範はまた国家の立憲構造へと組み込まれる。これは国家構造における人類や地球環境に対する象徴的ないし野心的義務の表明という形態を取る。国家構造は道徳的共同体と政治的共同体を「発展させる」一連の新しい民主的手続き、正当な訴訟手続きおよび決定ルール、によって支持される。その発展によって、意思決定者と裁判所は重大な越境的リスクを引き起こす環境にいる非市民への彼らの決定の影響を考慮せざるをえなくなる。にもかかわらずこれらの単独行動的イニシアティブは＜相互的＞環境的権利と義務を与える多国間協定によって強く支持されるだろう。

全体的に見ると、これらの単独行動的および多国間的イニシアティブはネーションと国家の結合を緩める一方で、また同イニシアティブはより伝統的なネーションを再定義する。その結果、特定の「デモス」を構成する人々の結合の源泉は、もはや帰属ないし所属だけではなく、共通にエコロジ的に組み込まれること、深刻な生態学的ないし生物学的被害に耐える共通の能力、ということになる。そのようなリスク共同体は必ずしも地理的に隣接していたり時空的に正確に特定される必要はない。未来世代の場合には代表の代理形態を工夫する必要があるかもしれない。主要な環境的帰結を伴うような開発ないし決定において未来世代が体系的に配慮されるのを保障するためである。

エッカーズレイはまた、未来世代および人間以外の種の体系的「代表権」を保障するための特に効果的で儉約的な手段として、予防原則の立憲的確立を提案する。全国家によるこの決定ルールの「相互遵守」によって、リスクの関連共同体が国家の管轄的境界を超越している場合に、同共同体に対してエコロジックのおよび社会的責任を制度化する一つの強力な代理メカニズムが生れる。

先行する制度的刷新においては、政治的権威の根本的「源泉」が人民にあるというリベラルないしリパブリカンの考えは維持されるだろうが、もはやその考えは必ずしも人民を特定の国民国家のメンバーと見なさないだろう。むしろ人民は主権者のままであるが、人民は当該リスク共同体に偶然所属しているかまたは所属しそうなネーションやあらゆる人々から編成されるもっと可変的で流動的な共同体になるだろう。要するにこれらの新しい民主的ガバナンス構造は、国民国家の外部にいるが立憲的保護ないし多国間協定の範囲内にいる人々が少なくとも決定案によって深刻な影響を受けるかもしれない状況にいる場合には、そうした人々に関して排外的というよりも包含的である。これらの構造が現存の国家と合体できない理由はない。実際にはその構造が他に

どうしたら効果的かつ体系的に制度化かつ正当化されるのかを予想するのは困難である。そのような国家はウルリッヒ・ベックが「トランスナショナル国家」と名づけたものになるだろう。すなわちナショナルなレベルを超えて自国の主権とアイデンティティを展開する国家である。しかしこれらの新しい規範や手続きは国民国家に取って代わるのではなくむしろシティズンシップの先在的権利のトップに付加される。この意味で形容詞の'trancenational'のなかの接頭辞'trance'はネーションに取って代わるというよりもネーションを「含む」こととそれを「超える」ことの両方を意味すると理解されるべきである。ここでも妥当するのが、市民的連帯の養成に基盤を提供するような民主的手続きに関するハーバーマスの広範な議論である。すなわちトランスナショナルな国家としての緑の民主国家は、トランスナショナルな国家が支え育む新しい環境的民主的手続きへの市民参加次第で部分的に効力を生み出す。

もちろんシティズンシップ、アイデンティティ、共同体の概念のこうした拡大は、緑の分野に限定されるべきではない。たとえばアンドリュー・リンクレイターはその展開の可能性を示唆している。すなわち主権やシティズンシップの排外的説明への重要な異論を唱えること、特定の国民国家に限定されない多様な忠誠心や政治参加の権利をもつ市民から構成されるウェストファリア体制以後の共同体を展開させること、などである。しかしエコロジー危機は他の現代的な政治問題以上に、市民と国家のそれらの領土に対する排他的関係の批判的再考の誘因になる。それはブルジョア個人のその私有財産に対する関係への再考と同様である。領土のルールへのそうした批判的探究は国家と「その領土との関係、すなわち地球上で地理的に明白な部分との関係」に狙いを定める。「領土は国家の制度的使命、国家の本体、国家存在の根拠に関するユニークな物質的基盤や指示物を成している」。

VI おわりに

持続可能な開発のための方法とは何か。現実的には汚染や資源の利用によって環境に回復不可能な破壊を与えないように、社会の開発を進めていくことだろう。このような開発は、「持続可能な開発」と呼ばれる。この持続可能な開発を実現する方法は次のようなものがある(10)。

①リベラル・モデル。これは市場メカニズムを利用する方法である。地球温暖化の原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスについて、各国の排出量枠を国際的に取り決め、その排出権を国家や企業の間で自由に売買できるようにする方策など。これは大量の二酸化炭素排出を必要とする先進国や先進国の企業が、それほどの排出量を必要としない途上国から、排出量を買取ることができ一方、途上国は発展のための資金を獲得でき、実現可能性が高い方法である。実際1997年の京都議定書に沿って排出権取引が開始されている。

②テクノクラート・モデル。これは国際組織の専門家に強大な権限をもたせ、地球環境保護に必要な政策を実施させる方法である。たとえば、フロンなどがオゾン層を破壊するという事実が

確認されたのは1980年ごろのことであったが、その約10年後には、フロンをはじめとするオゾン層破壊物質を2000年までに全廃するという国際的合意が形成された。これは国連環境計画 (UNEP) の専門家のイニシアティブで実現した。このようにテクノクラート・モデルは必要な方策を迅速に立てられるという点ですぐれている。しかし現在の制度では、各国がテクノクラートの提案に反対した場合にはこれを強制できない。

③草の根モデル。これは地域の住民のイニシアティブによる小規模開発を積み重ねることで、環境破壊を引き起こさない開発を実現しようとする。途上国政府が進める巨大開発プログラムは大規模な環境破壊を伴いがちなので、この方法は環境破壊防止策として有効である。しかし反面、多くの途上国では民主化が進んでおらず、地域住民のイニシアティブによる開発計画の実現は容易でない。この点に関しては、先進国の多くのNGOが途上国における草の根開発計画を援助する活動を行い成果をあげている。

本稿との関係では、今後は③の草の根モデルの検討が必要であろう。米国のブッシュ政権は京都議定書を批准しなかったが(11)、米国の草の根(市民)レベルでは批准すべきという国民が多いのでなかろうか。そういう意味でもシティズンシップの環境問題版のさらなる考察が望まれる。エコロジカル・シティズンシップの考え方がさらに理論的に支持されるなら、ブッシュ政権も議定書から離脱することを逡巡するのではなかろうか。

<注>

- (1) 加茂利男・大西仁・石田徹・伊藤恭彦『現代政治学[第3版]』有斐閣、2007年、225-229ページ
- (2) 井口孝・大澤真幸・岡沢憲英・山本吉宣・スティーン・R・リード編『政治学事典』弘文堂、2000年、444ページ
- (3) 久米郁男・川出良枝・古城佳子・田中愛治・真淵勝『政治学』有斐閣、2003年、124-127ページ
- (4) Hans-Dieter Klingemann and Dieter Fuchs(ed.), *Citizens and the State*, Oxford University Press, 1995, pp.438-443
- (5) 山本信人編『多文化世界における市民意識の比較研究』慶應義塾大学出版会、2005年、8-9ページ
- (6) 彼の見解はエコ・リフォーミズムとして紹介されている。Alan Carter, *A Radical Green Political Theory*, Routledge, 1999, pp.26-27
- (7) Andrew Dobson, *Citizenship and the Environment*, Oxford University Press, 2003, p.139. アンドリュー・ドブソン(福士正博・桑田学訳)『シティズンシップと環境』日本経済評論社、2006年、178ページ

- (8) 同訳書「訳者あとがき」、291-293ページ
- (9) Robyn Eckersley, *The Green State: Rethinking Democracy and Sovereignty*, Massachusetts Institute of Technology, 2004, pp.190-198
- (10) 加茂利男・大西仁・石田徹・伊藤恭彦、前掲書、225-229ページ
- (11) 朝日新聞社編『朝日キーワード2008』朝日新聞社、2008年、198ページ